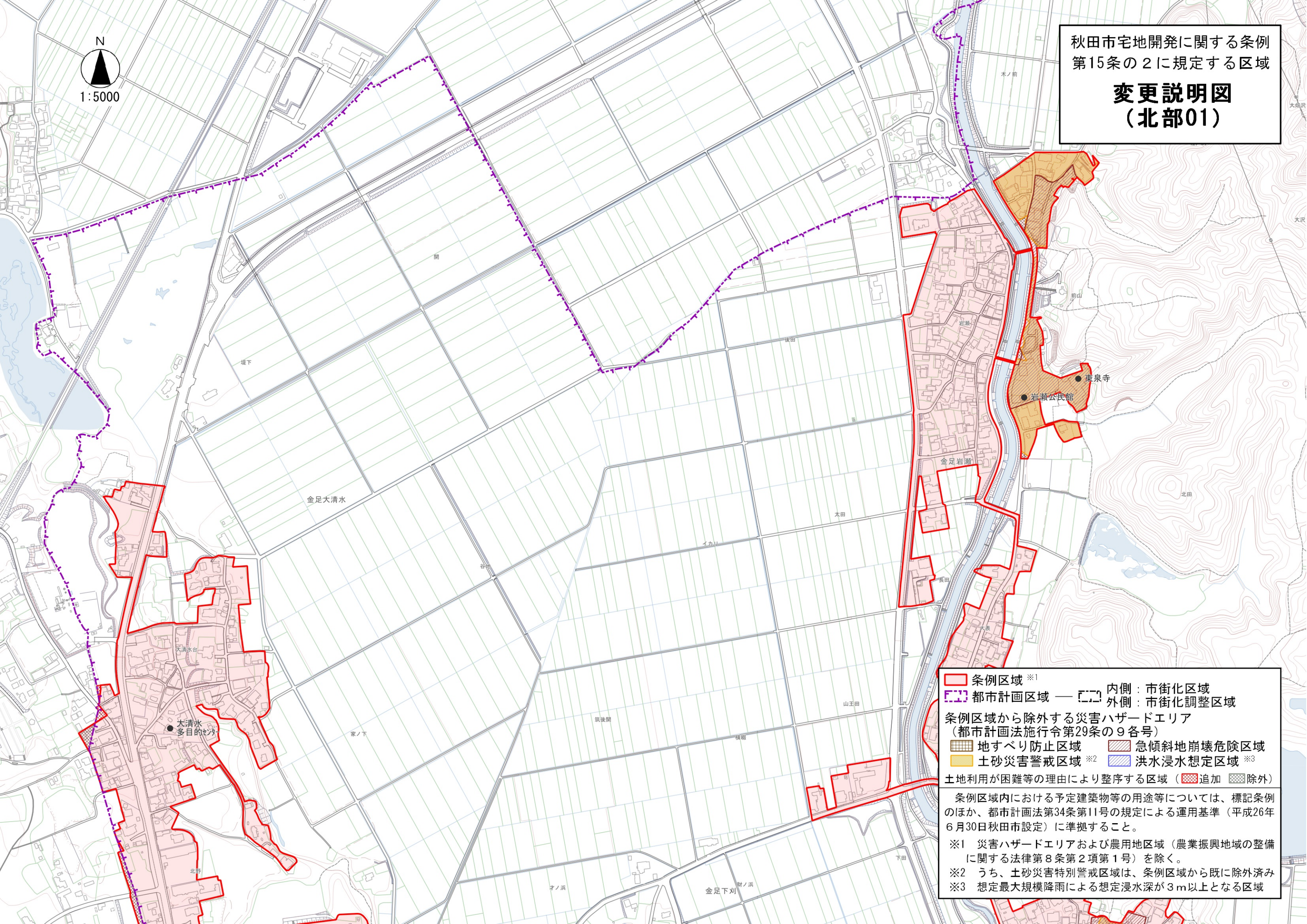




秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図 (北部01)



条例区域 ※1
 都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

 地すべり防止区域
  急傾斜地崩壊危険区域

 土砂災害警戒区域 ※2
  洪水浸水想定区域 ※3

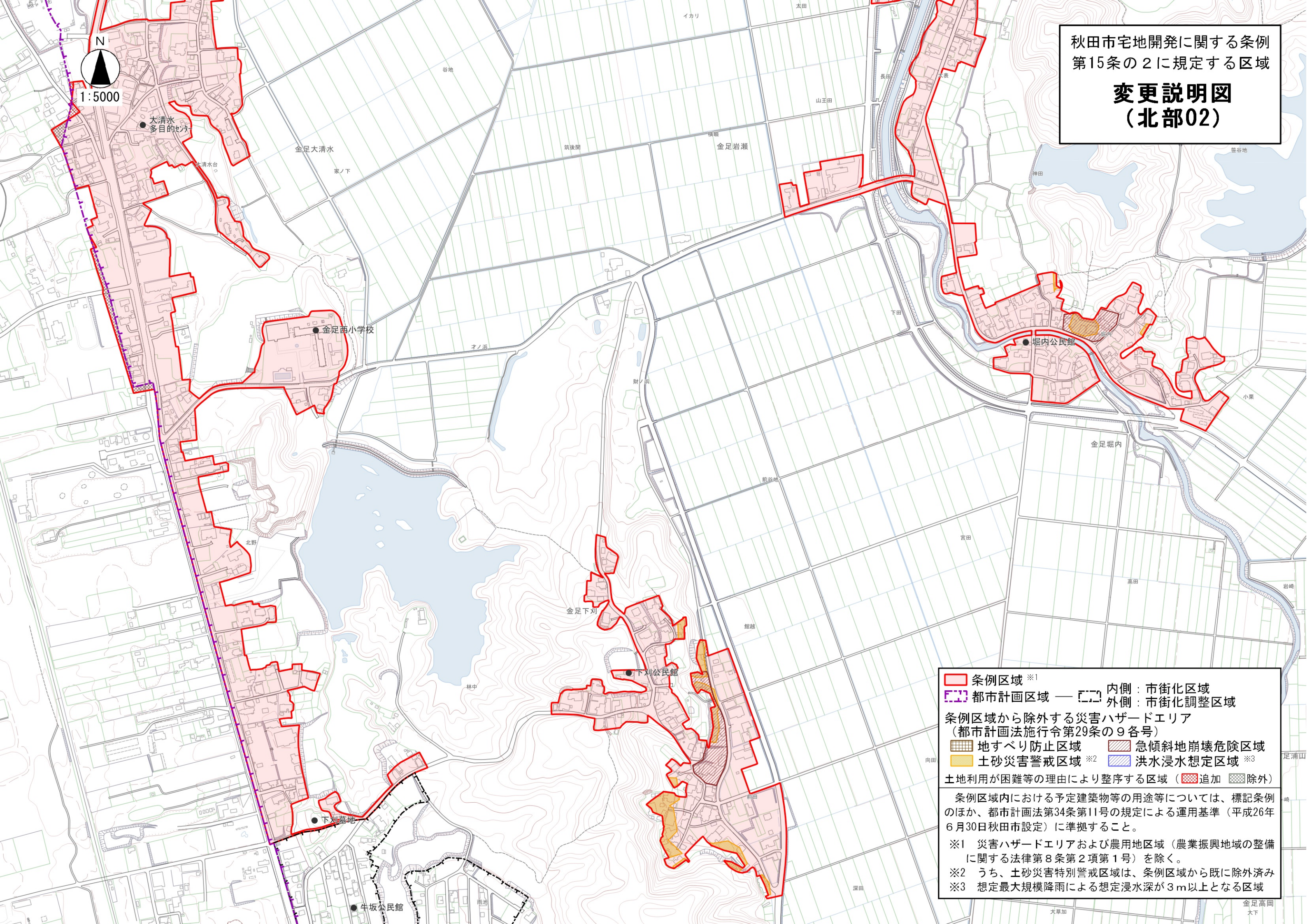
土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
（北部02）**



条例区域 ※1
都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
（都市計画法施行令第29条の9各号）

地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域 ※2	洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

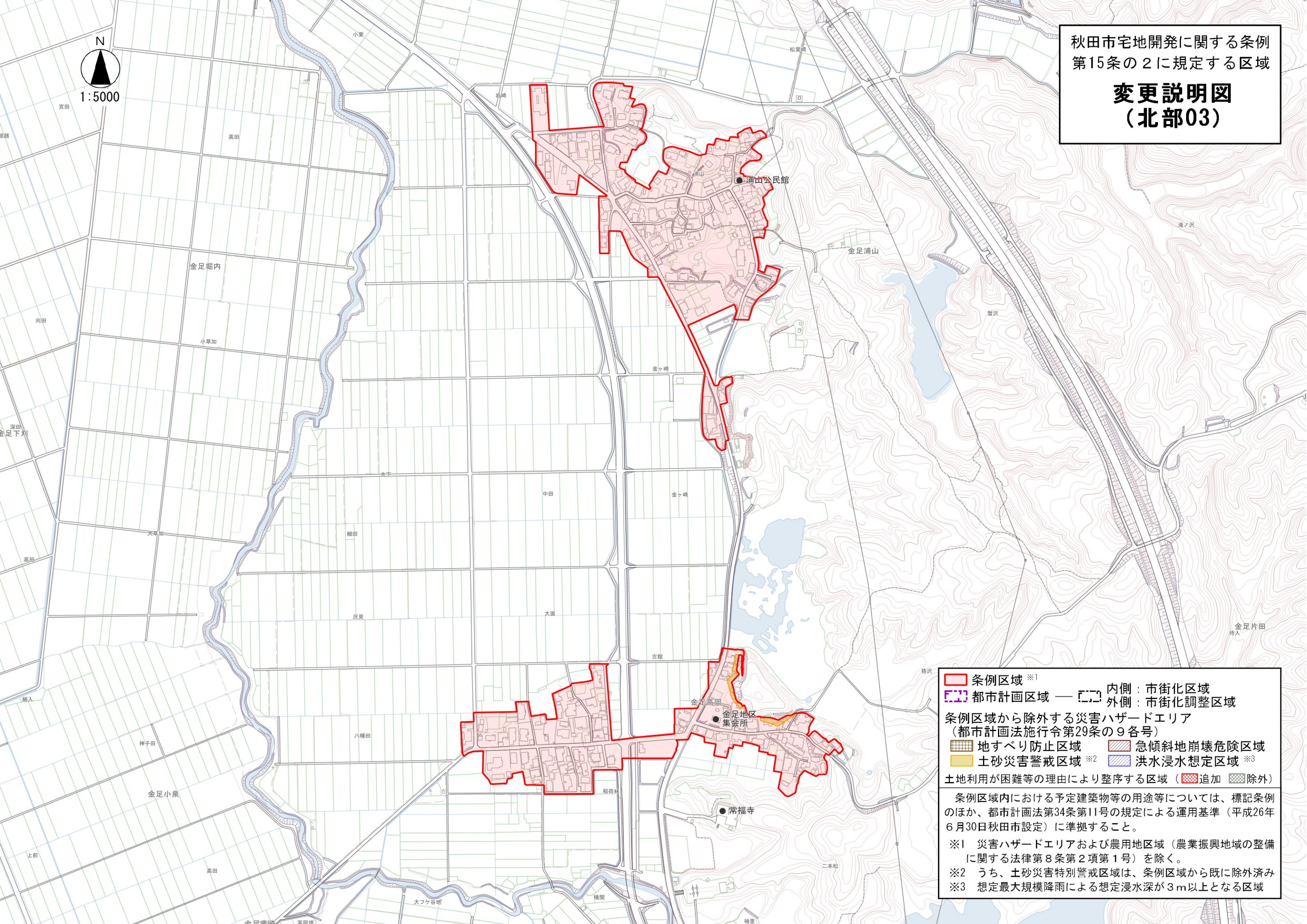
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図
(北部03)



条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

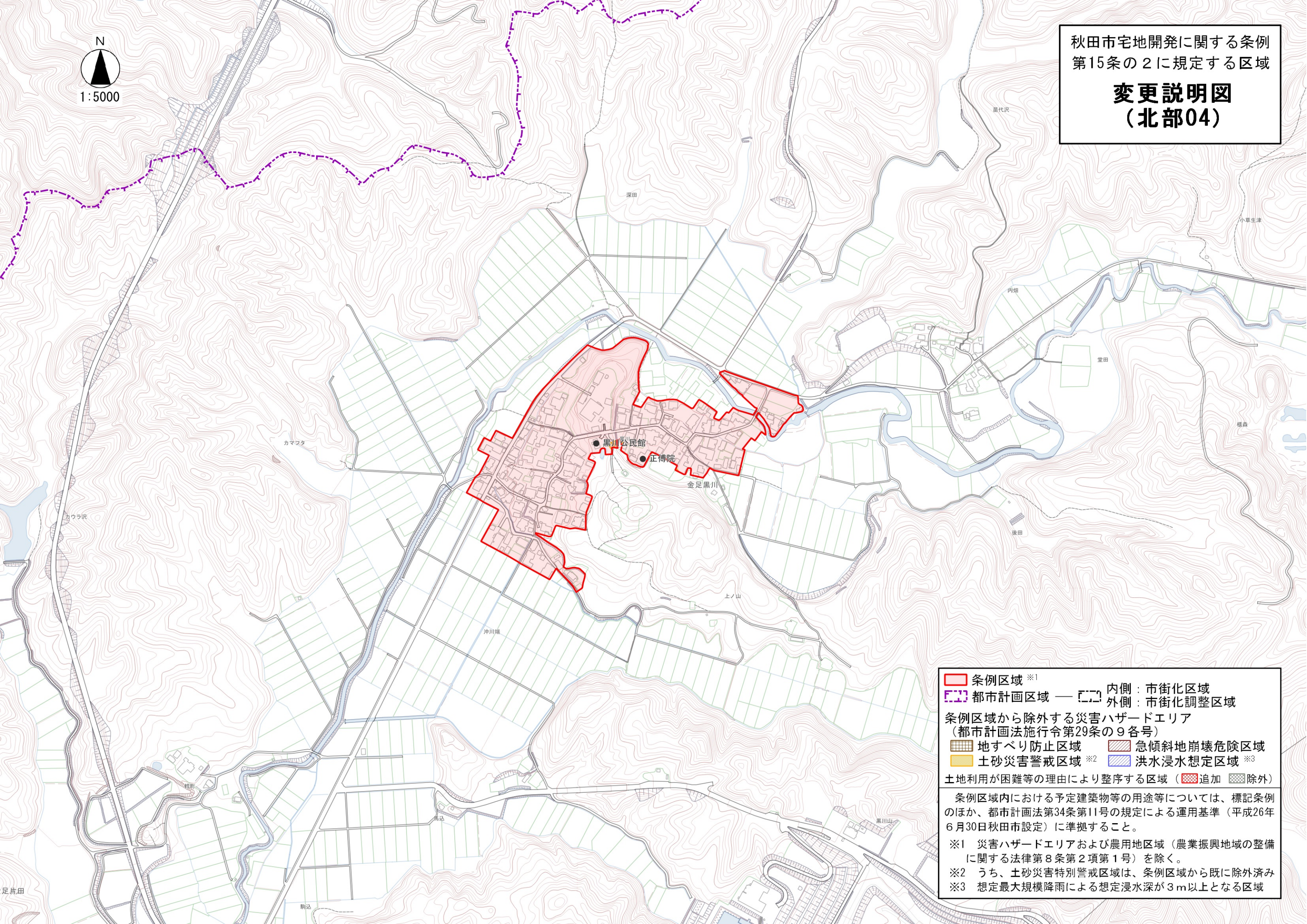
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図 (北部04)



条例区域 ※1

都市計画区域 — **内側：市街化区域**
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**

土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (**追加** **除外**)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

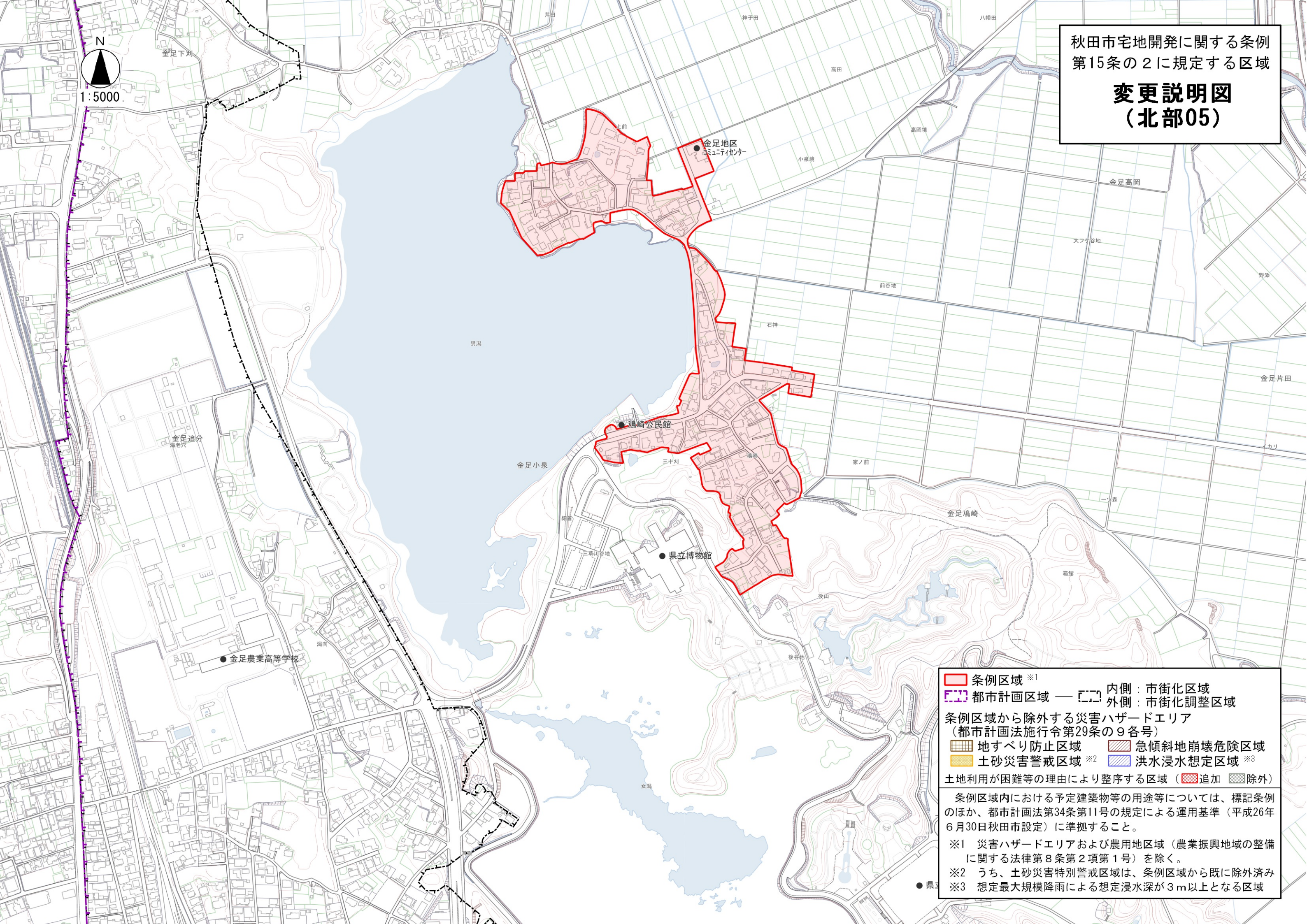
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

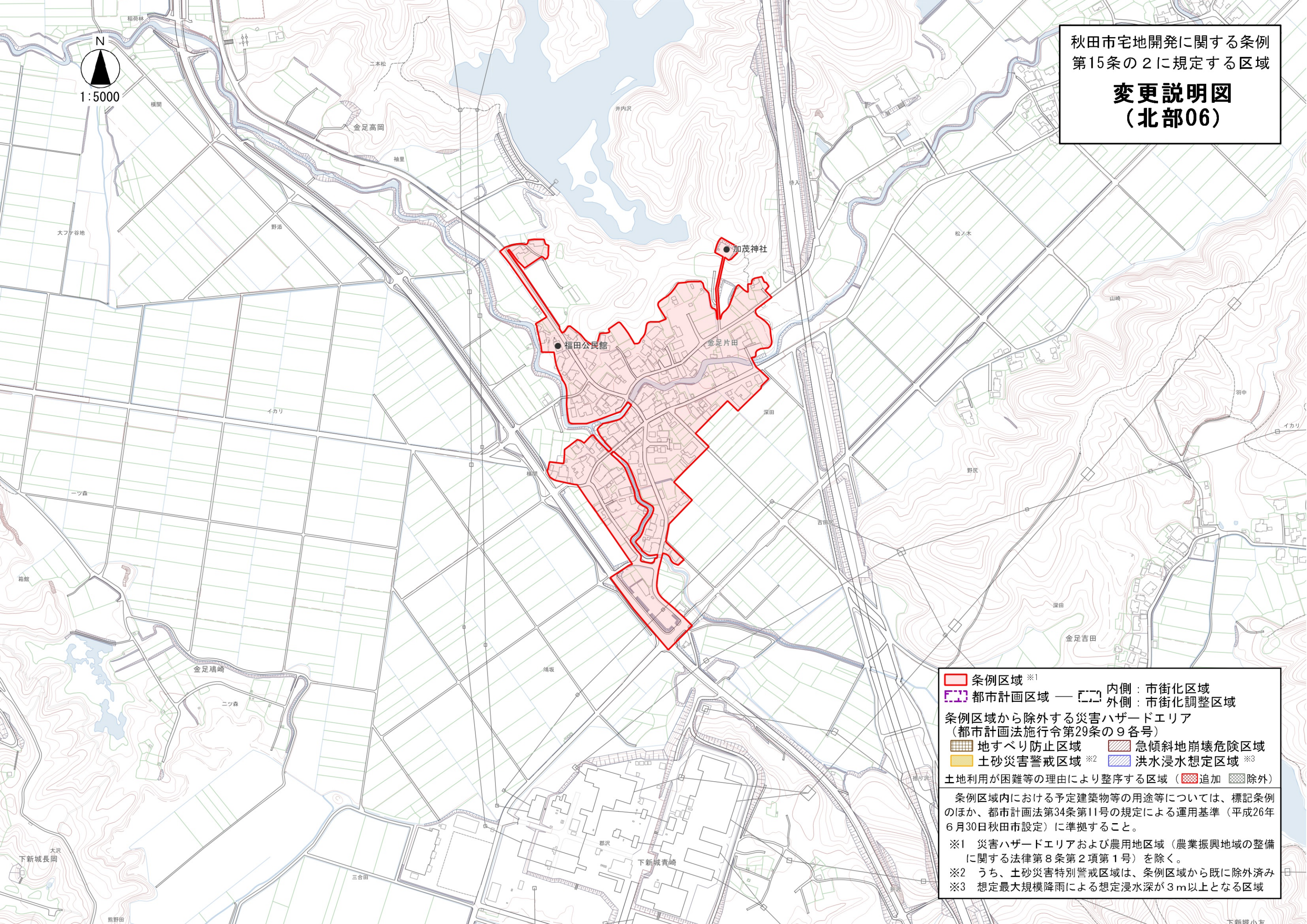
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

**変更説明図
(北部05)**



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
（北部06）**



N
1:5000

条例区域 ※1

都市計画区域 — **内側：市街化区域**
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**

土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (**追加** **除外**)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

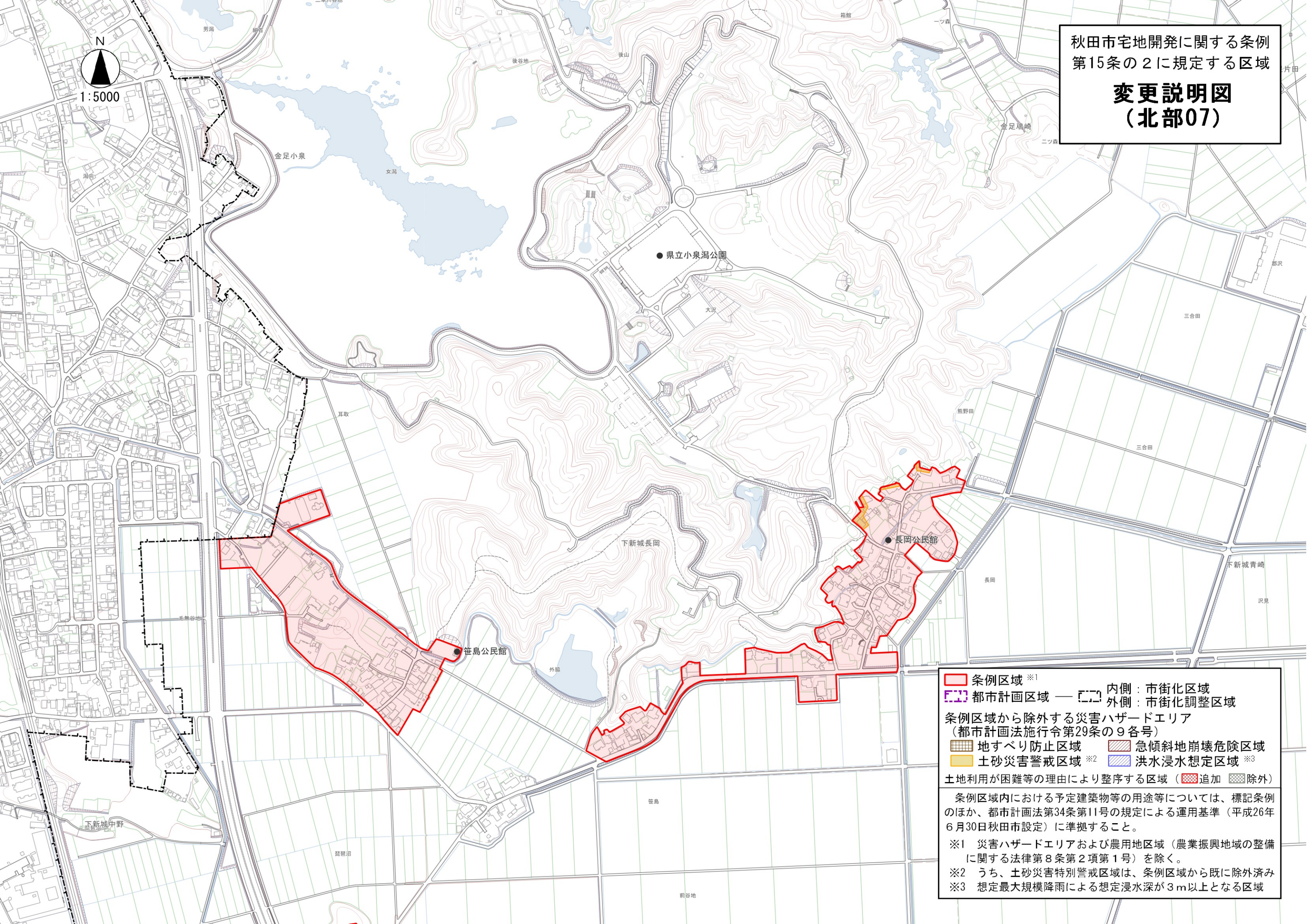
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(北部07)

N
1:5000



条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

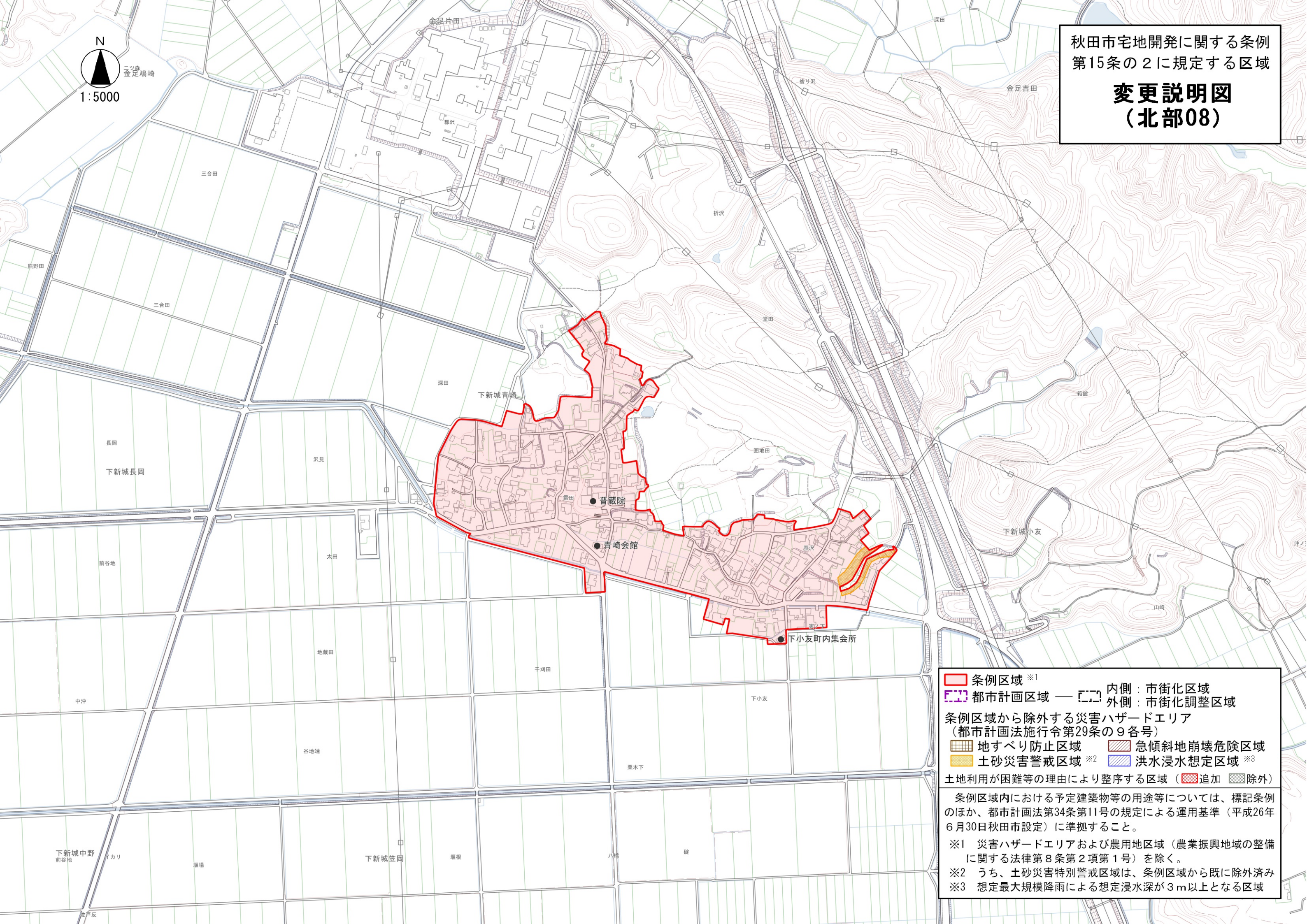
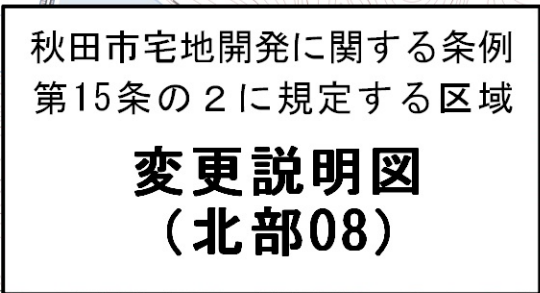
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



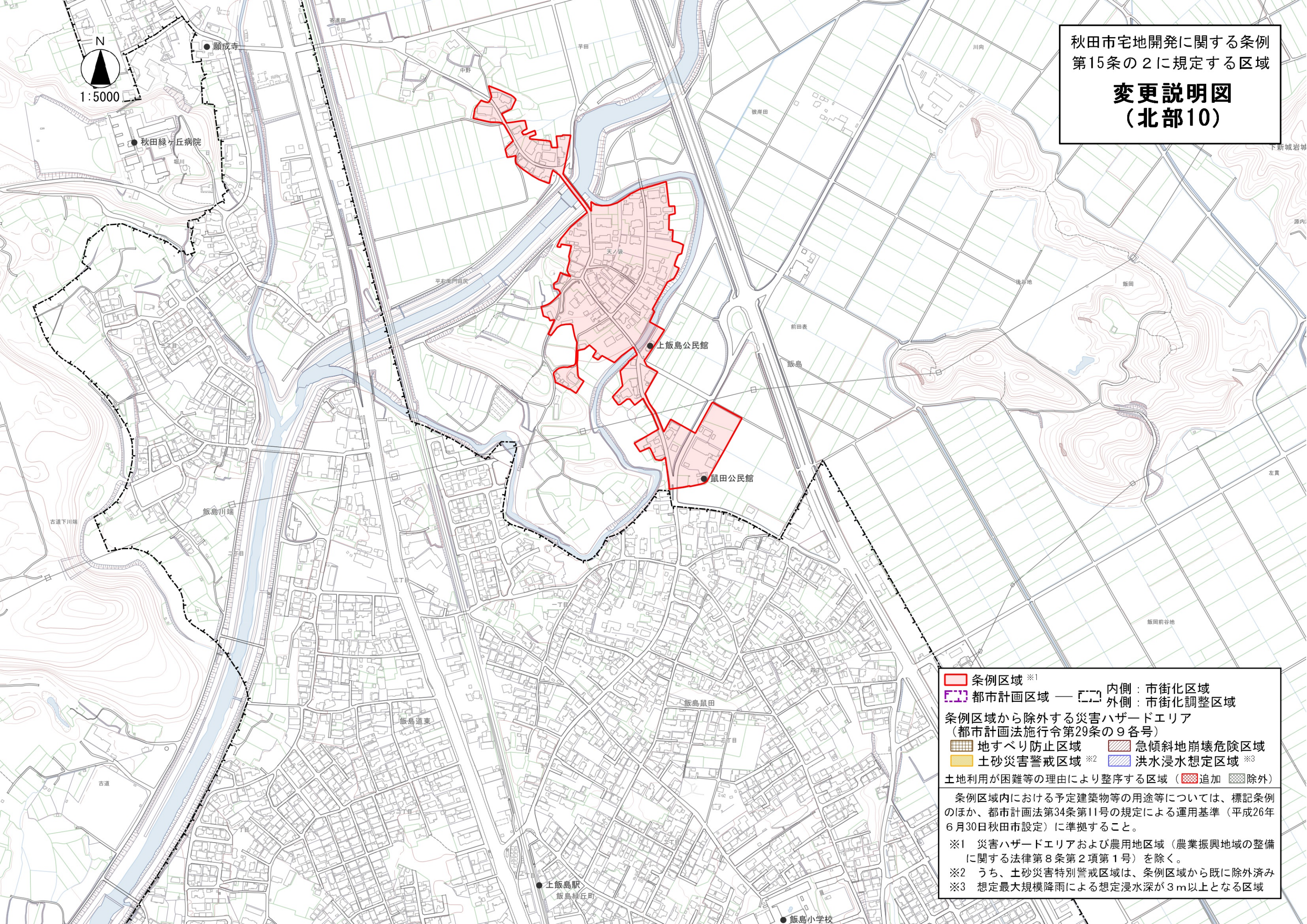


変更説明図 (北部09)

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図
(北部10)



条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

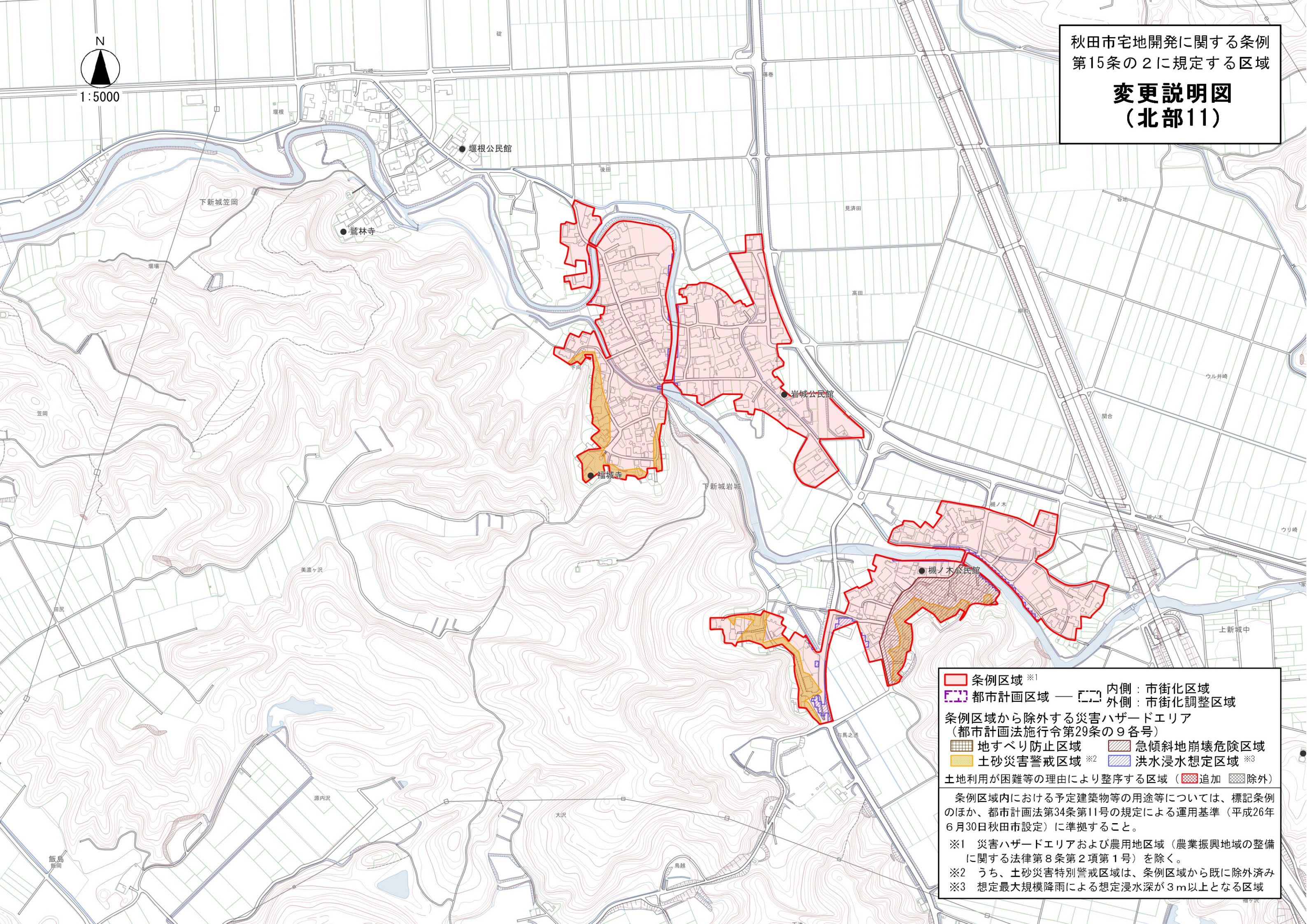
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(北部11)**

N
1:5000

条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

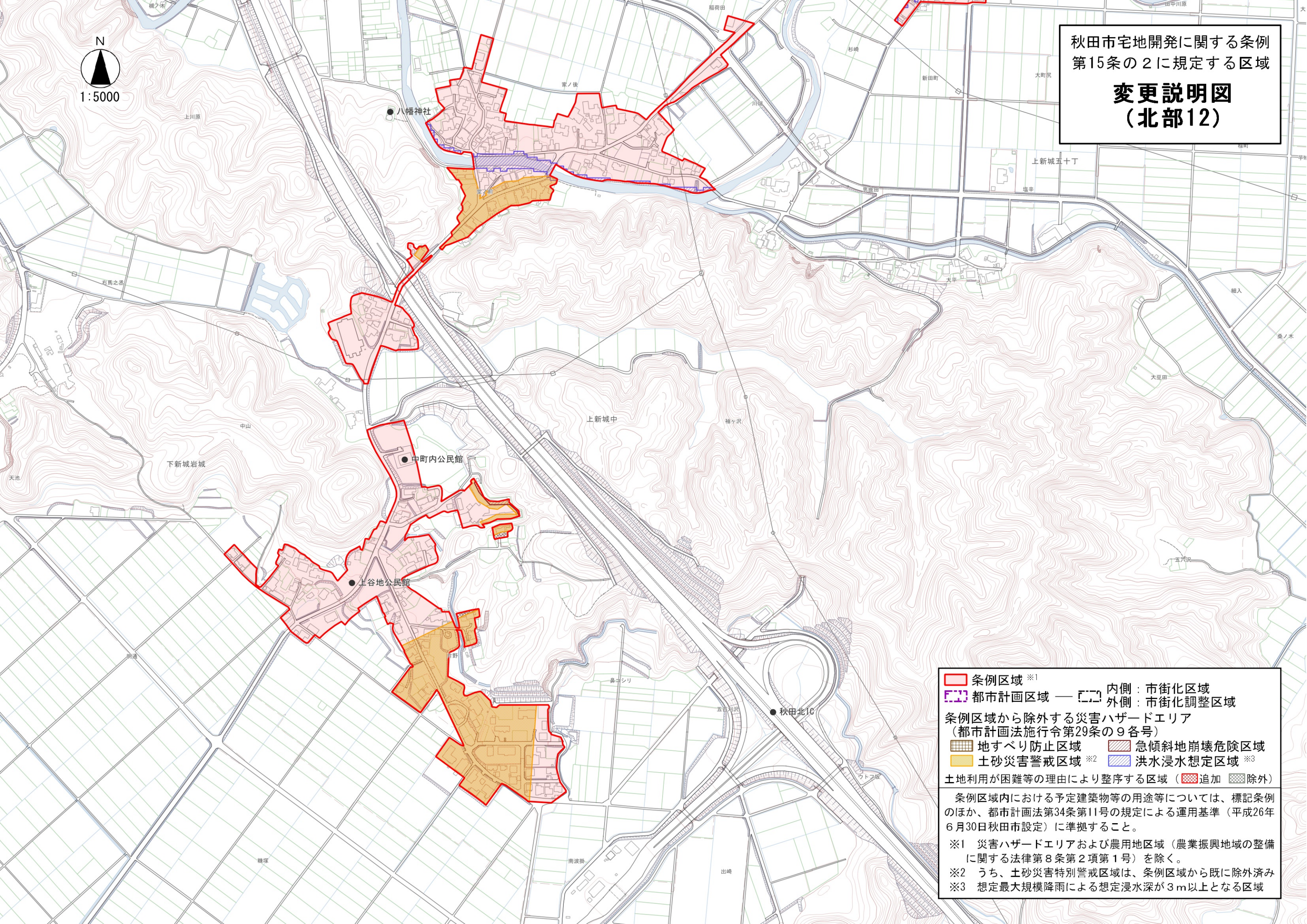
土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(北部12)

条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

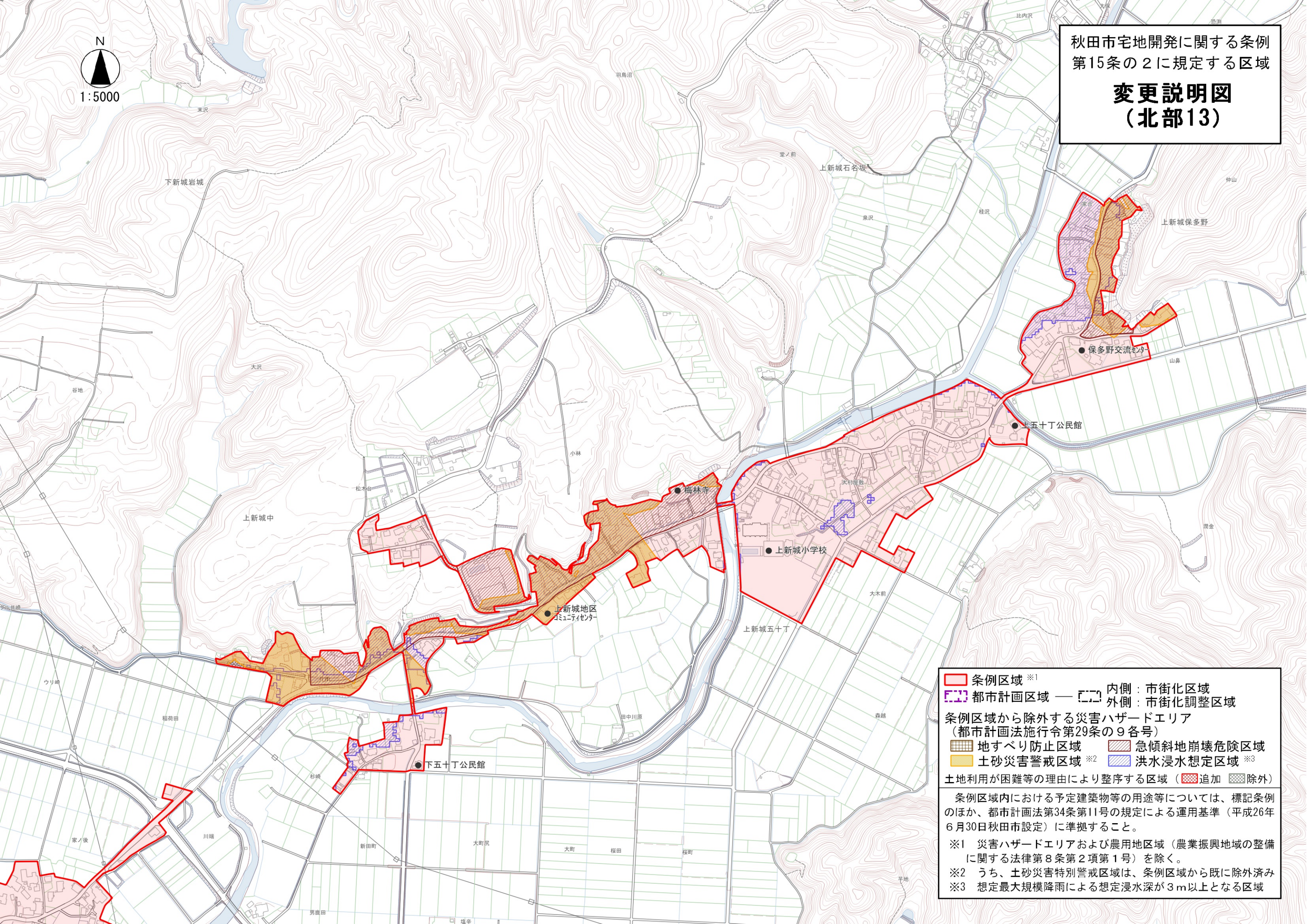
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

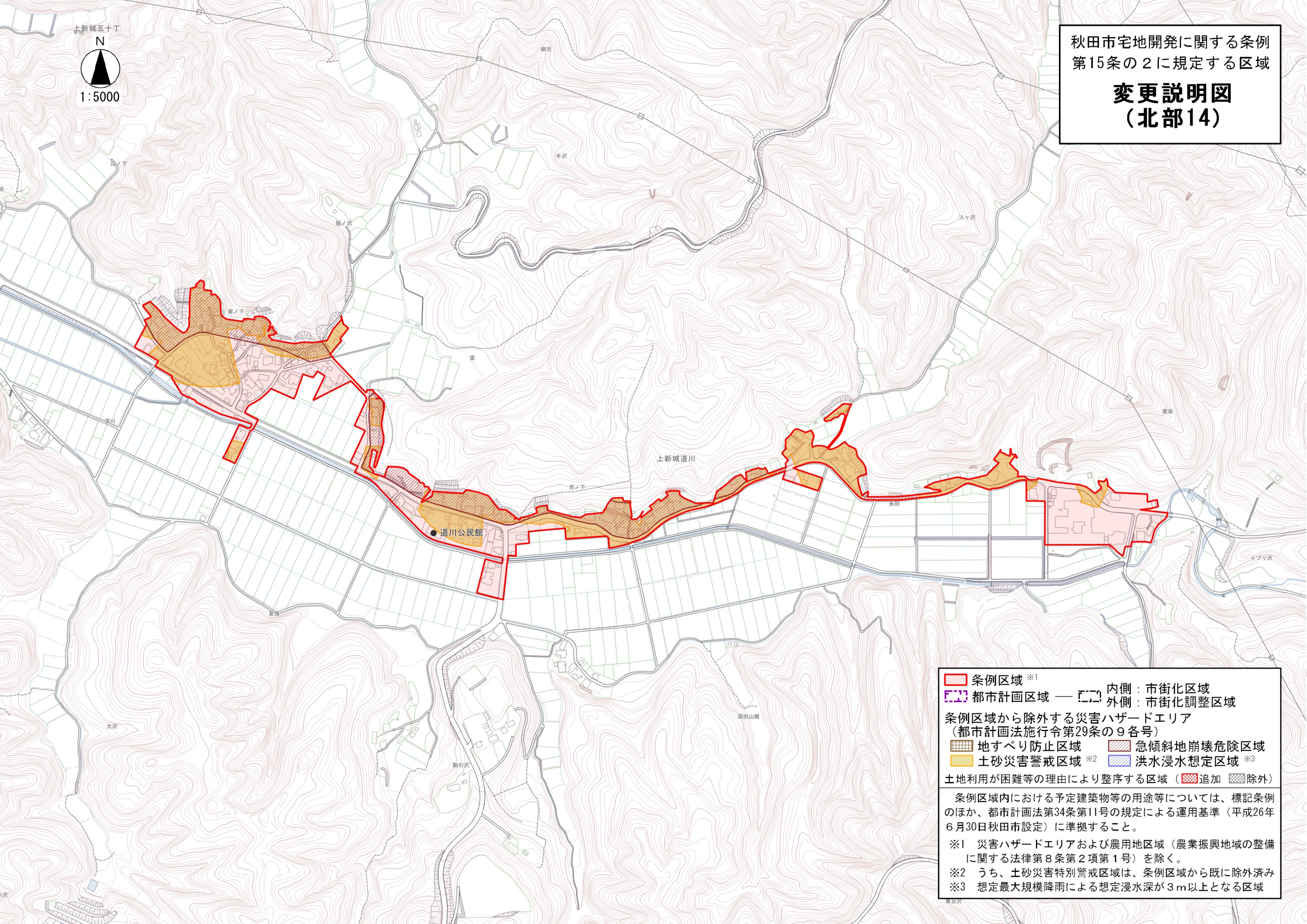


変更説明図
(北部13)



※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(北部14)**



条例区域 ※1
都市計画区域 — **内側：市街化区域**
 外側：市街化調整区域

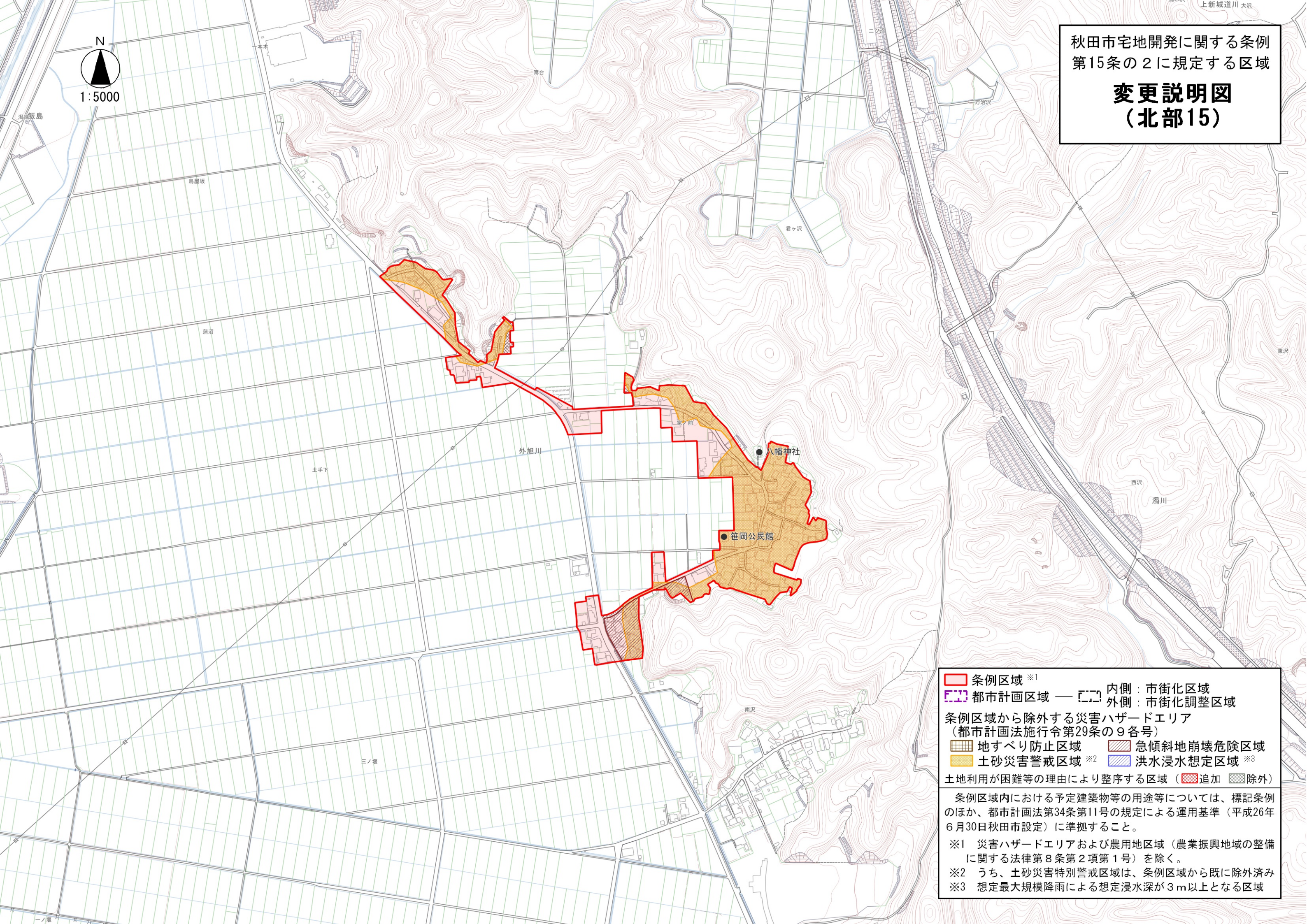
条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域 ※2	洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(北部15)

条例区域 ※1
都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域